

TonerSaver サポート約款

本 TonerSaver サポート約款（以下「本約款」とします）は、株式会社スプライン・ネットワーク（以下「スプライン・ネットワーク」とします）が TonerSaver をご購入いただいたお客様に提供するサポートに適用されます。

1. サポート

(1) スプライン・ネットワークは、本約款に基づき、TonerSaver年間ライセンスの有効期間中、TonerSaverサポートSLA（サービスレベルアグリーメント、以下「サポートSLA」とします）に記載のサポートを提供します。なお、サポートSLAは、適宜改定されるものとし、当該改定されたサポートSLAは、TonerSaver年間ライセンスの更新時から、お客様に適用されるものとし、

(2) お客様は、サポートの効率的な提供を受けるため、スプライン・ネットワークのサポートを受ける担当者を指定するものとし、サポートに関するスプライン・ネットワークとの直接の連絡は、全て当該担当者を通して行われるものとし、

2. 期間/支払い

サービスの期間は、TonerSaver年間ライセンスの有効期間とします。なお、サポート金額はTonerSaver年間ライセンス料金に含まれます。

3. 保証の制限

スプライン・ネットワークは、合理的な注意と適切な技術をもってサポートを提供します。但し、スプライン・ネットワークは、本約款に基づき提供されるサポート、有形の資料及びソフトウェアに関する如何なる瑕疵担保責任からも免責されるものとし、本項は、お客様に対するスプライン・ネットワークの保証の一切を定めたものとし、

4. 秘密保持

(1) 「秘密情報」とは、受領者（お客様、またはスプライン・ネットワーク）が開示者（お客様、またはスプライン・ネットワーク）により開示された営業上、技術上、財務上もしくは人事上に関する情報であり、且つ有形または電子的な形式で開示される場合には秘密である旨記載され、口頭あるいは視覚的な形式で開示される場合には、開示時に口頭で秘密であることが示されたものをいいます。

(2) いずれの場合でも、受領者は、自らの秘密情報を保護するのと同等の注意をもって開示者の秘密情報を保護するものとし、如何なる場合にも、開示者の事前の書面による承諾なく秘密情報を如何なる第三者にも開示提供しないものとし、受領者は、本項の内容に対する合意を得ることを条件として、秘密情報を知る必要のある役員及び社員に対して当該秘密情報を開示することができるものとし、但し、秘密情報には、以下の情報は含まれないものとし、

- 1) 開示時点で受領者が秘密保持義務を負うことなく既に所有している情報。
- 2) 受領者が単独で開発した情報。
- 3) 公知の情報または受領者の責めに帰することなく公知となった情報。
- 4) 受領者が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報。
- 5) 管轄官公庁または法令、政令に基づき開示が請求された情報。

(3) 開示者より個人情報を取得する場合、受領者は秘密情報とみなし秘密情報と同等に取り扱い、個人情報の収集、保管、処理、利用、譲渡、及び削除に関する法令等を遵守するものとします。

(4) 本条において定められる秘密保持義務は、秘密情報については本約款の満了もしくは終了後も 3年間有効に存続し、個人情報については本約款の満了もしくは終了後も有効に存続するものとします。

5. お客様の義務

お客様は、本ソフトウェアに修正追加等を行ってはならないものとします。

6. 知的所有権

スプライン・ネットワークが別途書面で承諾した場合を除き、お客様は本約款に基づき提供されるサポート資料を、お客様の内部に限り使用し、配布することができます。なお、サポート資料及びスプライン・ネットワークがサポートを提供する過程において得られた工業所有権を取得する権利、著作権、ノウハウ等の知的所有権は、全てスプライン・ネットワークに帰属するものとします。

7. 責任の制限

(1) 直接損害 本約款に基づきスプライン・ネットワークが提供したサポートまたはソフトウェアによりお客様に生じた直接損害に対するスプライン・ネットワークの賠償額は、いかなる場合であっても、スプライン・ネットワークがお客様から受領したTonerSaver年間ライセンス料金を上限とします。ただし、スプライン・ネットワークの故意過失によって生じた死亡、障害に対する賠償額については、この限りではありません。

(2) 間接損害 スプライン・ネットワークは、本約款に基づきスプライン・ネットワークが提供したサポートまたはソフトウェアにより生じた間接損害、特別損害、付随的損害または結果的損害について、当該損害発生の可能性が予見できた場合であっても、当該損害の賠償責任から免責されるものとします。また、事業の中断、事業機会の喪失、逸失利益、本ソフトウェアの消耗、ファイル・データの破損・喪失、喪失したデータの再生、代替装置または代替プログラムに関する費用に対する一切の補償責任からも免責されるものとします。

(3) 顧客からの請求 スプライン・ネットワークは、その理由の如何に関らず、お客様の作業に起因してお客様の顧客から請求された損害賠償につき、如何なる責任も負わないものとします。

8. 不可抗力

お客様及びスプライン・ネットワークは、いずれの当事者の責めにも帰すことのできない事由により生じた履行の遅滞もしくは不履行について何ら責任を負わないものとします。

9. 一般条項

(1) 準拠法 本約款は、日本国の法律に従い解釈されるものとし、本約款に関する訴訟が提起された場合は東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

(2) 可分性 本約款のいずれかの条項もしくは一部が、管轄裁判所により違法もしくは無効とされた場合であっても、本約款は当該違法又は無効とされた条項を除き、完全に有効とします。